

正上内区会規約

(名称)

第1条 本会は正上内区会と称し、事務局を区長宅におく。

(目的)

第2条 会員相互の理解と協力により、住みよい、心豊かな区づくりの推進を目的とする。

(組織)

第3条 本会は正上内区域に居住する者を以って構成し運営する。
但し、賃貸に居住する者は原則除く

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 公共に関すること。
2. 環境衛生に関すること。
3. 社会福祉に関すること。
4. 区会の各種団体に対して必要と認められる協力・補助又は助成。
5. その他必要と認められる事項。

(運営資金)

第5条 本会は、区会員（一所帯当り）年間5,000円の区費及び寄付により運営する。

1. 区費の納入方法：下記金額を各部毎に取りまとめ、会計担当宛納入する。

上半期 4月末日 2,500 円

下半期 10月末日 2,500 円

2. 一括納入を原則とする。

(役員)

第6条 本会は次の役員等をおく。

役 職 名	人 員	摘 要
区 長	1	
副区長	6	
会 計	1	
公民館長	1	区長兼務
防災隊長	1	区長兼務
部 長	6	副区長兼務
班 長	27	

相談役	2	前任区長、会計
監 事	2	

(役員等の選出)

第7条 役員等の選出方法は以下とし、総会の承認を得る。

- 1) 区長の選出 (区長退任時)。
前役員と監事、現役員と監事 (副区長、部長、監事) の中から選出する。
選出方法は候補者の話し合いとする。
- 2) 副区長の選出
部長全員 (6名) を副区長とする
- 3) 会計の選出
新区長が指名し役員会で決定する
- 4) 監事の選出
退任区長が指名する
- 5) 部長、班長の選出
部長、班長は、各部、各班で選出する。
- 6) 相談役
前任区長、会計とする。

(役員等の任期)

第8条 役員等の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- (1) 班長の任期は各部の任意とする。
- (2) 相談役は区長退任迄とする。

(役員等の任務)

第9条 役員等の任務は次の通りとする。

役職名	任 務
区 長	区会を代表し市との連絡調整、区全般の事業運営及び事務局
副区長	区長の補佐 区長不在時は代理 区役員
会 計	区会 (部、班は除く) 全般の会計、区役員
公民館長	公民館の管理運営
防災隊長	防災訓練実施、災害時の避難誘導
部 長	各部の代表、区役員、市の協力員、回覧等の配布 相談役不在時の総会議長
班 長	各班の代表、区役員、回覧等の配布他
監 事	区会事業運営の監視、監査、会議に出席し意見を述べるができる
相談役	役員会に対しての助言、支援 総会の議長

(区会ホームページ (HP) 管理者)

第10条 正上内区会ホームページ管理者をおく。

区会内で、ホームページに関する知識を有する者を充てる。

(報償)

第11条 役員等の報償は以下とする。

詳細については内規で定める。

(会議)

第12条 区会の会議は総会と臨時総会及び役員会とし、会議は過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数を以て成立する。

1. 総会

(1) 区長の招集により毎年4月上旬に開催する。

(2) 総会に付すべき事項。

- A 事業報告及び決算に関すること。
- B 事業計画および予算に関すること。
- C 規約の改正。
- D その他必要事項。

2. 臨時総会

(1) 区長が必要と認めたとき開催することができる。

(2) 臨時総会は総会に準じる。

3. 役員会

(1) 区長が必要と認めたとき開催することができる。

通常班長は含めないが、区長が必要と認めたときは班長も含める。

(2) 役員会メンバーは以下とする

役 職 名	人 員	摘 要
区 長	1	
副区長	6	
会 計	1	
部 長	6	副区長兼務
班 長	27	区長が必要と認めたとき招集
相談役	2	前任区長、会計
監 事	2	

(公民館の使用)

第13条 本会の所有する建物や物品の使用については、公民館長の許可を得る。
使用許可申請は、公民館使用届又はメール(SNS)とする。
詳細は正上内公民館管理運営規定に定める。

(表彰)

第14条 区発展の為、特に功績のあった者には記念品を贈呈し感謝の意を表す。

(葬儀 香典)

第15条 正上内区民やその同居家族が逝去した際、香典を渡す。

- (1) 香典は5,000円とし、返礼品は受けない。
- (2) 香典は区長が渡す。区長不都合時は副区長または部長が代理する。
- (3) 訃報対応(回覧・他)は別紙「班長による当家意思確認書」による。

(会計)

第16条 本会の会計年度は毎年3月1日～翌年2月末日までとする。

(新規入会)

第17条 新規に正上内区域内に居を構え居住した者は入会を原則とする。

- (1) 入会費 : 10,000円
- (2) 区費 : 6か月に満たない場合は不要。
6か月を超え1年未満の場合は2,500円とする。
- (3) 手順 : 班長は新規居住者を部長を通し区会に報告する。
区長は必要書類を添えて入会を促す。

(退会)

第18条 退会を希望する者は、理由を添えて退会届を区会に提出する。
但し、死亡や重大疾病、施設入居、引越し等は無条件とする。
退会者への区費返却はしない。

(未入会者への対応)

第19条 区会への入会しない又は退会された方への対応は、以下とする。

- (1) 区会活動や施設の無償利用は原則認めない。
- (2) 区会より利益を得ているため、区長は入会や費用負担を求めていく。

(協力団体)

第20条 消防団・第6分団が当地区を管轄されている。この第6分団への協力金は年額30,000円とする。

(認可地縁団体)

第21条 正上内区は総務省で定める認可地縁団体であり、以下を遵守する。

- (1) 規約の変更は、区民の4分の3以上の同意があるときに限る。
- (2) 規約の変更は、市長の認可を受けなければ効力を発しない。
- (3) 代表者が欠け、事務の遅滞により損害が生じる恐れがあるときは、区民は裁判所に相談し、仮代表を選任する。
- (4) 区長は、毎年度末資産目録を作成し、公民館に備えておく。
- (5) 区長は、区民名簿を作成し公民館に備えておく。
変更が生じた場合は、速やかに必要な変更を加える。
- (6) 区は公益法人とみなし、税法上の優遇を受ける。

※改訂履歴

- 初版 平成13年4月1日
- 2版 平成21年4月1日 区費金額 会計年度
- 3版 平成26年4月1日 第6条班長の数、区長部長の摘要、第7条役員選出
- 4版 平成30年4月1日 入会金・地域活性隊及び本部会議の設置他
- 5版 2019年4月1日 改訂実施
- 6版 2020年4月1日 改訂実施(区費・監事数・会計年度)
- 7版 令和5年10月1日 全項目見直し、認可地縁団体を追記